

第4章 ごみ処理基本計画

4-1 基本方針

これまで続けてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、地域における廃棄物処理に様々な課題をもたらすとともに、現在、地球規模での気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染等の社会的課題にもつながっています。

そのため、廃棄物の発生・排出の抑制と資源の循環的利用を実現する新しい社会システムの構築を目指し、循環型社会の形成を推進することが求められています。

循環型社会形成推進基本法で定める「循環型社会」の定義（第2条抜粋）

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

本市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、このような資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現していかなくてはなりません。

以上のことから、今後のごみ処理については、本市のまちづくりの指針である「第五次伊東市総合計画第十二次基本計画」に即して進めていくとともに、循環型社会の形成のため、製品等が廃棄物等となることを抑制されることを優先して以下のとおり基本方針を定め、効率的な施策の推進を図っていきます。

ごみ処理基本計画基本方針

① **ごみの発生・排出抑制**

廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に配慮した処理体制の構築

② **循環型社会形成の推進**

廃棄物を「燃やす、埋め立てる」から限りある資源を有効に利用するシステムの推進

③ **市民・事業者との協働**

市民や事業者との協働の推進

4-2 計画の目標

目標値については、前計画（基準年：令和元年度）からの実績値を基に、国の削減目標との整合を図り、表4-1のとおりを設定しました。

前計画では、中間年である令和7年度の排出量合計の目標値が31,012tであったのに対し、最新の実績である令和6年度の排出量合計は30,121tとなっているため、既に目標値を達成しています。

本計画では、今後の取組の加速によりなお一層の廃棄物の減量化を図り、排出量合計27,978t以下を目指します。

表4-1 計画目標年次におけるごみ排出量の目標

(単位：t)

項目		年度	令和元年度	令和6年度	令和12年度
			実績	実績	目標値
市 収 集	可燃ごみ		6,522	5,480	4,230
	(一般可燃ごみ)		6,370	5,284	3,963
	不燃ごみ		196	173	140
	埋立ごみ		70	55	35
	資源ごみ		817	578	420
	計		7,605	6,286	4,825
	1人1日平均(g)		305	269	220
一 般 搬 入	可燃ごみ		4,740	4,357	4,152
	(一般可燃ごみ)		2,833	2,790	2,747
	不燃ごみ		337	325	184
	埋立ごみ		115	161	161
	資源ごみ		76	73	71
	計		5,268	4,916	4,568
許 可 業 者	可燃ごみ		19,496	17,535	17,256
	(一般可燃ごみ)		18,226	16,559	16,156
	不燃ごみ		222	164	102
	埋立ごみ		224	149	97
	資源ごみ		1,106	1,071	1,130
	計		21,048	18,919	18,585
一般搬入+許可業者 計			26,316	23,835	23,153
種 別 合 計	可燃ごみ		30,758	27,372	25,638
	(一般可燃ごみ)		27,429	24,633	22,866
	不燃ごみ		755	662	426
	埋立ごみ		409	365	293
	資源ごみ		1,999	1,722	1,621
	合計		33,921	30,121	27,978
	1人1日平均(g)		1,360	1,290	1,278
人口(予測)			68,150人	63,974人	60,000人

※ごみ排出量の目標については、実績値を基にトレンド法による予測を行い、また、国の削減目標との整合を図り、設定した。

※人口(予測)については、令和元年度及び6年度は年度末実績値、令和12年度は伊東市人口ビジョンによる。

※一般可燃ごみとは、可燃ごみから可燃粗大ごみや産廃(木くず、紙くず、繊維くず)等を除いた可燃ごみのもので、可燃ごみの内数である。

※第4地区及び第5地区の収集委託分は、許可業者に計上している。

4-3 計画における施策

4.3.1 ごみの発生・排出抑制

ごみの発生・排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政が製品の生産から流通、消費及び廃棄のそれぞれの段階において、資源や環境への負荷について配慮することが必要です。今後は、SNS等の新たな情報媒体も積極的に活用しながら、市民・事業者への情報提供、意識啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習の場を通じて、より幅広い世代へのごみに関する意識向上を図ります。

具体的施策	内 容
水切りダイエット	生ごみの減量のため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介などについて、ホームページ等で啓発していきます。
食品ロスの削減	宿泊施設や飲食店及び小売業等の事業所に加え、市民等を対象に、様々な機会を捉えて広く食品ロス削減への取組の重要性を啓発していきます。
家庭用生ごみ処理容器の普及拡大	家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器等の普及に関し補助を行うとともに、効果的な啓発を実施していきます。
My 製品の持参	レジ袋の使用抑制のためのマイバッグ、使い捨てプラスチック容器等削減のためのマイボトル、マイ容器の持参を呼びかけます。
環境教育の推進	ごみの排出抑制への理解を深めるため、学校や市民団体に対し、出前講座等の環境教育を通じて、ごみに関する情報共有と意識向上を図っていきます。
各種イベントでの取組	ごみゼロ運動などの実施を通じて、参加者と協働する中で、地球規模で問題となっている海洋環境の汚染防止活動に取り組んでいくとともに、使い捨てのプラスチック容器等の排出抑制を推進していきます。 市内で開催されるイベントに市やメーカー等の事業者も参画し、イベント参加者等に対して6R（35ページ※注1「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」参照）を推奨し、積極的に呼びかけることで、ごみ減量啓発を推進していきます。
不燃ごみ処理手数料の導入	家電リサイクル法や小型家電リサイクル法により、分別やりサイクルの取組の強化が求められたことから、処理費用が増大していくことが懸念されるため、不燃ごみに関する家庭系一般廃棄物処理手数料の導入について、近隣市町村の動向を注視しながら調査・研究していきます。
事業者への取組及びごみ処理手数料の適正化	家庭ごみ同様多くのごみを排出する事業者に対しては、商工会議所等の商工団体と協働して、ごみの分別の徹底及び再資源化を図っていくとともに、事業系一般廃棄物処理手数料について、近隣市町における手数料の水準を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

4.3.2 ごみの資源化

市民・事業者に対し、資源分別の意識啓発や指導を行うとともに、リサイクルの推進を図り、新たな品目については資源化ルートの調査、研究を行います。

具体的施策	内 容
古紙の分別	古紙の資源化を推進するために、市民に対し、ごみ・資源収集カレンダーやホームページ・広報紙等で古紙の分別の徹底について周知していくとともに、焼却処分されている難再生古紙のリサイクルに取り組んでいきます。
古着等の分別	資源物であることをより広く認識してもらうため、拠点回収・特別回収の実施について、更に情報発信の充実を図っていくとともに、ごみステーションでの回収も検討していきます。幼稚園・保育園での拠点回収に加え、小学校や中学校等にも拡大することにより、児童・生徒のリサイクル意識の向上を図っていきます。
プラスチックごみのリサイクルの推進	プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の再資源化推進のため、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性能の向上について検討していきます。
資源ごみ集団回収	高齢化や子供会の解散等により、全体的に資源ごみ集団回収団体が減少傾向にあるが、報償金制度における単価を増額する等の見直しを図り、取組団体の活動を支援していきます。
粗大ごみのリユースの促進	地域におけるリサイクル店の活用だけでなく、フリマアプリ等の活用方法の教室開催や、他市と合同の売却事業の実施等、様々な方法によりリユースの促進を図っていきます。
小型家電のリサイクルの推進	使用済小型電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を推進するため、市内の公共施設において回収ボックスを設置し、ノートパソコン、携帯電話等を回収していきます。
発火性を有する危険なごみの適正排出	ガスカートリッジやスプレー缶は中のガスを使い切る、小型充電式電池は電極部分にテープを巻いて絶縁処理をするなど、発火性を有する物はできる限りの安全措置を施して排出してもらうよう、これに特化した啓発をしていきます。小型充電式電池は、小型家電同様、回収ボックスによる拠点回収を積極的に取り組んでいきます。
焼却灰の溶融固化処理	焼却灰の溶融固化処理により、100%資源化を継続していくとともに、新たな再資源化手法についても、調査・研究していきます。

4.3.3 収集運搬計画

収集運搬を取り巻く環境の変化とこれに対する市民ニーズを常に把握し、適正かつ効率的な収集運搬体制の確保を図ります。また、廃棄物の適正処理について、市民・事業者への情報提供や指導を徹底し、環境美化やマナー面での啓発も進めていきます。

具体的施策	内 容
ごみステーションの管理	<p>地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が清潔で衛生的な管理を行うために、設置場所の状況に応じて、ごみ集積ボックスを設置する等、ごみの散乱防止対策を講じるよう指導していきます。また、設置促進のための助成制度を整備していきます。さらに、資源ごみ持ち去り防止のため、パトロールを充実させていきます。</p>
ごみステーションからの収集運搬	<p>現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としつつ、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置き、調査・研究を行っていきます。</p> <p>また、就労人口の減少に伴う人材難に備えて、体制を維持するための人員確保策を進めるとともに、DXの活用による効率的、効果的な業務についても調査・研究を進めていきます。</p>
別荘分譲地における収集運搬	<p>「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱」により、収集移管に係る相談等には定住率の増加状況を基に適切に対応するとともに、費用助成についても手続を円滑に行えるよう申請者に助言等を行っていきます。</p>
戸別での収集運搬 (ふれあい収集事業)	<p>需要の増加に対応できるよう、効率的な収集ルートの設定や職員間の応援体制の見直しなどを定期的に行うとともに、介護関係事業者と連携し、申請等の手続等においてもできる限り手間がかからないよう配慮していきます。</p>
容器包装廃棄物の収集運搬	<p>プラスチック製容器包装の処理施設に係る施策の検討と並行し、収集運搬体制についても他の資源ごみ収集とのバランスを考慮し、検討していきます。</p>
医療系廃棄物の収集運搬	<p>医療廃棄物処理に関しては、感染性廃棄物処理マニュアルに基づく正確な情報及び共通の認識を持つことが必要なため、排出事業者、収集運搬許可業者、医療関係機関及び行政が連携を図り適正な処理を推進していきます。また、在宅医療廃棄物処理に関しては、患者の利便性にも配慮していきます。</p>
動物の死骸対策	<p>公共区域における犬・猫等の小動物のほか、鹿などの大型動物の死骸の回収を速やかに実施し、清潔な道路環境づくりに努めていきます。</p>
低公害車の導入	<p>ごみ収集車の排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、民間事業者とともに低公害車による収集を促進し、大気汚染防止を図っていきます。</p>

4.3.4 中間処理施設計画

市内において排出されるごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、計画的な施設の運営管理を行い、機能の維持保全及び延命化を図ります。

具体的施策	内 容
適正な運転管理	ダイオキシン類などの大気汚染物質の定期的な測定を実施し、発生抑制に努めていきます。 ごみ減量化施策に伴う焼却量の減少により、適正な稼働体制を構築し、安定的なごみ処理を行っていきます。
処理施設の整備及び更新	可燃ごみ処理施設（環境美化センター）については、基幹改良整備事業や大規模改修整備事業を視野に入れた整備計画の作成により、施設や設備の改良、更新を検討していきます。 また、焼却灰の再資源化については、民間活力を利用した市内への溶融固化施設の整備等を含め効率性及び有効性の観点から引き続き検討していきます。 不燃ごみ処理施設（清掃工場）については、施設の改修、建替え、移転の方向性を示した基本構想を策定する中で、施設整備を検討していきます。
周辺環境への配慮	各施設において適正な運転管理に努めるとともに、騒音等地域の生活環境に配慮した運営を行っていきます。

4.3.5 最終処分施設計画

清掃行政において、廃棄物の最終処分場はその最終点であり、最終処分場なくして適正な清掃行政はあり得ないことから、安定的な浸出水処理等適切な管理に努めるとともに、より一層のごみ減量・再資源化を推進することにより、今以上の延命化を図ります。

具体的施策	内 容
最終処分量の抑制	限りある最終処分場を長期にわたり利用していくために、より一層のごみの減量化施策により、延命化を図っていきます。
施設の整備及び更新	埋立地は、搬入量の抑制や埋立量の減少により延命化の効果は図れているため、埋立物を掘り起こす減容化技術の導入についても検討し、より一層の延命化を図るよう努めていきます。併せて、施設や設備の長寿命化を図るため、整備計画の作成を検討していきます。
飛散防止対策	埋立地の外に埋立ごみである一般廃棄物が飛散・流出しないよう覆土を行い、防止対策を図っていきます。
悪臭発生対策	有機物がほとんどないため、悪臭の発生はあまり見込まれませんが、覆土等により発生を抑え、発生するガスは堅型集排水管により発散させます。
浸出水処理施設の維持管理	施設の適切な維持管理に努めるとともに、設備の機能の状態を定期的に点検し延命化に資する予防保全を図っていきます。

浸出水の適正管理	地域の環境保全のため、処理水の水質が排水基準等に適合するよう適切な浸出水の管理に努め、基準値内での放流水の排出を行っていきます。
----------	--

4.3.6 その他の関連計画

その他、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄対策や環境美化活動などを推進し、廃棄物の処理に係る環境負荷低減への責任に対する理解を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。

具体的施策	内 容
不法投棄対策	不法投棄を防止するために、警察等と連携して日常的なパトロールを強化するとともに、同一場所に不法投棄させないよう、不法投棄防止看板による警告のほか、防止フェンスの設置等、不法投棄が困難な環境づくりに努めていきます。
美化活動の推進	空き缶等のポイ捨て防止や散乱ごみ対策に資する啓発事業を推進していきます。 町内会や市民団体に対して積極的に交流を図り、密に連携して、ごみ減量に必要な情報共有を図っていきます。
適正処理への指導	廃棄物処理全般について、市民や事業者に出発者であることの責任を一層自覚していただくよう、情報提供や指導を徹底していきます。 また、観光客を含む外国人に、多言語パンフレット等を活用しながら、市内関係団体の協力を得て、分別ルールを周知を徹底していきます。
災害廃棄物対策	災害発生後、市民が通常的生活環境を取り戻すことができるよう災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な災害廃棄物の処理に努めます。 また、被災地への職員派遣等により経験を蓄積するとともに、先進的な取組を研究する中で、災害対応の改善に努めていきます。
広域連携の推進 集約化	環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減、そして、施設の寿命の観点から、廃棄物処理施設における広域的な連携や集約化について検討していきます。